

青森公立大学名誉教授の称号授与について（案）

青森公立大学名誉教授の称号授与に関する規程に基づき、以下の者に名誉教授の称号を授与する。

- | | | | |
|---|----------------------|-------------------|--|
| 1 | <u>今 喜典（こん よしのり）</u> | 平成 5(1993)年 4 月～ | 本学教授 |
| | | 平成 7(1995)年 4 月～ | 本学経営経済学部長
(平成 9(1997)年 3 月まで) |
| | | 平成 17(2005)年 4 月～ | 本学大学院経営経済学研究科長
(平成 23(2011)年 3 月まで) |
| | | 平成 26(2014)年 3 月 | 定年退職 |

開学にあたり教授として就任し、学部長や研究科長を歴任し、多年にわたり教育及び学術の向上、本学運営に貢献

⇒【規程第 2 条第 1 項第 1 号該当】

- | | | | |
|---|-----------------------|-------------------|--------------------------------|
| 2 | <u>丁 圏鎮（じょん ごんじん）</u> | 平成 5(1993)年 4 月～ | 本学講師 |
| | | 平成 9(1997)年 10 月～ | 本学助教授（現准教授） |
| | | 平成 17(2005)年 4 月～ | 本学教授 |
| | | 平成 22(2010)年 4 月～ | 本学図書館長
(平成 25(2013)年 3 月まで) |
| | | 令和 5(2023)年 3 月 | 定年退職 |

開学にあたり講師として就任し、助教授（現准教授）を経て教授となり、図書館長も務め、多年にわたり教育及び学術の向上、本学運営に貢献

⇒【規程第 2 条第 1 項第 1 号該当（※第 3 条第 1 項各号の通算を含む）】

2025/4/1 現在

青森公立大学名誉教授称号授与者一覧（８名）

- 1 H11. 3. 21 G. デイルウェイト（米国：ウィラメット大学）
本学の国際化に貢献

- 2 H11. 6. 5 竹田 繁 平成 5 年 4 月～ 本学教授
平成 9 年 4 月～ 本学学部長（１期）
創設期における教育及び学術向上に貢献

- 3 H14. 12. 1 津田 眞激 平成 6 年 4 月～ 本学教授
平成 9 年 4 月～ 本学研究科長（１期）
創設期における教育及び学術向上に貢献

- 4 H15. 5. 14 加藤 勝康 平成 2 年12月～ 本学創設専門委員長
平成 3 年 8 月～ 本学開設準備委員長
平成 5 年 4 月～ 本学初代学長
初代学長として教育及び学術向上に貢献

- 5 H21. 3. 25 谷口 佳子 平成 5 年 4 月～ 本学教授
平成12年 4 月～ 本学図書館長（１年）
平成17年 4 月～ 本学図書館長（１期）
創設期における教育及び学術向上に貢献

- 6 H23. 7. 13 阿波田 禾積 平成 5 年 4 月～ 本学教授
平成17年 4 月～ 本学経営経済学部長
(～平成19年8月まで)
平成21年 4 月～ 本学教授
(平成23年 3 月まで)
開学にあたり教授として就任し、学部長も務め、多年にわたり教育及び学術の向上、本学運営に貢献
- 7 H24. 5. 9 佐々木 恒男 平成13年 4 月～ 本学教授
平成15年 4 月～ 本学学長
(平成24年 3 月まで)
9 年間にわたり、本学学長を務め、教育及び学術の向上、本学運営に貢献
- 8 H24. 5. 9 吉原 正彦 平成 5 年 4 月～ 本学教授
平成11年 4 月～ 本学経営経済学部長
(平成15年 3 月まで)
開学にあたり教授として就任し、図書館情報センター長や経営経済学部長を歴任し、多年にわたり教育及び学術の向上、本学運営に貢献

青森公立大学名誉教授の称号授与に関する規程

平成21年4月1日
規程第65号

改正 平成27年 3月規程第15号
改正 平成31年 3月規程第13号
改正 令和 7年 4月規程第21-1号

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条の規定に基づき、青森公立大学（以下「本学」という。）名誉教授の称号について必要な事項を定めるものとする。

(資格基準)

第2条 名誉教授の称号授与の資格は、次の各号の基準による。ただし、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号）その他関係法令の定めるところにより、転任、降任、免職、解雇及び懲戒の処分を受けた者には、名誉教授の称号を授与しないことがある。

- (1) 本学教授として20年以上在職し、教育上又は学術上功績のあった者。ただし、開学年度から勤務した者にあつては、その在職年数に1.2を乗じたものを当該在職年数（1年未満の端数は、1年に切り上げる。）とみなすことができる。
- (2) 本学の学長として8年以上在職し、教育上又は学術上功績のあった者
- (3) 第1号の在職年数に達しないが、本学専任教員として多年勤務した者又は本学外国人教員として勤務したもので、教育上又は学術上功績が特に顕著であった者
- (4) 本学の専任教員で、本学創設期に当たつての功績が特に顕著であった者

(在職年数通算の例外)

第3条 前条第1号の規定にかかわらず、次に掲げる年数は、専任教員の在職年数に通算することができる。

- (1) 本学専任の准教授（助教授を含む。）としての在職年数は、その2分の1（1年未満の端数は、1年に切り上げる。）
 - (2) 本学専任の講師としての在職年数は、その3分の1（1年未満の端数は、1年に切り上げる。）
- (選考及び称号)

第4条 学長は、名誉教授の称号授与の必要があると認めたときは、教育研究審議会に諮り、その議決を経て称号を授与する。

(教授会への報告)

第5条 学長は、前条の規定により決定された者について、青森公立大学学部教授会及び青森公立大学経営経済学研究科教授会に速やかに報告するものとする。

(礼遇)

第6条 本学名誉教授に対しては、本学の式典、その他重要行事への招待、研究施設の利用に関する便宜の供与、刊行物の贈呈等の礼遇をすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前において、学則第8条、第13条及び別表改正に伴う経過措置に関する規程等を廃止する規程（平成21年青森公立大学規程第2号）による廃止前の青森公立大学名誉教授の称号授与に関する規程（平成11年青森公立大学規程第12号）の規定に基づき授与された名誉教授の称号は、この規程の規定に基づき授与されたものとみなす。

附 則（平成27年規程第15号）

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第13号）

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和7年規程第21-1号）

(施行期日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。